

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年1月 24 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1900178 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (脱) 第 1900005 号

第 1 結論

昭和 33 年 2 月 1 日から昭和 39 年 5 月 31 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 33 年 2 月 1 日から昭和 39 年 5 月 31 日まで

年金記録によると、A 社に勤務していた請求期間については脱退手当金が支給された記録になっている。しかしながら、脱退手当金は受給していないので、請求期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社に係る事業所別被保険者名簿の請求者の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間に係る脱退手当金については、支給額に計算上の誤りはなく、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日 (昭和 39 年 5 月 31 日) から約 2 か月後の昭和 39 年 8 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかある。

また、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、請求期間とその後の期間とでは、同一の事業所であるにもかかわらず、異なった番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

このほか、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。